

国際教養大学 特別選抜試験および一般選抜試験 WEB 出願システム 業務委託契約書

公立大学法人国際教養大学（以下「甲」といいます）と〇〇〇〇（以下「乙」といいます）とは、以下のとおり契約を締結します。

第1条（目的）

本契約は、甲が、甲の指定する学部において導入しているインターネットを活用した出願手続（以下「WEB 出願手続」といいます）に関し、乙に対して次条に定める業務（以下「本件業務」といいます）を委託する際の諸条件を定めることを目的とします。

第2条（本件業務）

1. 本件業務の内容は以下のとおりとし、詳細は別途甲乙協議のうえ定めます。
 - ① 乙が、甲へ提供する「WEB 出願システム」（以下「本件システム」といいます）の2023年度入試運用にかかる一切の業務（以下「運用業務」といいます）
 - ② 本件システムにおいて用いる、クレジットカード決済、銀行振込（Pay-easy 利用のみ可、以下本契約において同様）、または乙の指定するコンビニエンスストア決済による入学検定料の支払い（以下「カード決済等」といいます）に関する一切の業務（オンライン決済サービス提供会社等への各種申請、カード決済等による売上代金の甲への送金等を指し、以下「カード決済等関連業務」といいます）
 - ③ その他、甲乙合意した業務
2. 甲は乙に対し、乙が本件業務に関する契約を締結する必要があると認められた場合、当該契約を締結する権限その他本件業務を遂行するため必要な範囲で代理権を付与します。

第3条（本件業務の遂行）

1. 乙は、本件業務を善良なる管理者の注意をもって円滑かつ迅速に遂行するものとします。
2. 甲および乙は、本件業務を円滑に遂行するため、相互に連絡を取り、また必要に応じて会議、打ち合わせ等を行うものとします。

第4条（資料の提示）

1. 甲は、乙による本件業務の遂行に必要な素材、情報および資料等（以下「資料等」といいます）を乙に提供します。また、乙から本件業務に関連する資料等の提供の要請があったときは、必要に応じて提供します。
2. 乙は、資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、また、本件業務以外の目的に使用しないものとします。
3. 乙は、資料等について、本契約終了後、またはそれ以前でも甲が要求する場合には、当該資料等の複製物も含め、甲の指示に従い速やかに甲に返却、廃棄または消去するものとします。

第5条（運用業務）

1. 乙は、WEB 出願手続を受け付けることができるよう、本件システムを搭載したクラウドサーバ（以下「本件サーバ」といいます）を運用するものであり、甲は、本件業務を乙が提供するサービスとして利用するものとします。
2. 乙は、WEB 出願手続を受け付ける期間が終了した後も、出願者が自己の出願履歴を閲覧できるように、別途甲が決定する期日まで本件サーバの運用を継続するものとします。
3. 乙は、本件サーバおよびネットワーク機器等電気通信設備の保守または管理上やむをえない場合、または当該電気通信設備の設置場所の保守または管理上やむをえない場合等、緊急の保守作業を行う必要がある場合、自己の裁量で当該緊急保守作業を実施することができるも

のとします。但し、乙は、当該緊急保守作業を実施した場合、甲に対し速やかに電話または電子メール等の方法にて、緊急保守作業を実施した旨を報告するものとします。

4. 乙は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、事前または事後速やかに甲に通知のうえ、運用業務の全部または一部を停止することができるものとします。
 - ① 前項に定める事象が発生した場合
 - ② 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中断または停止した場合
 - ③ 天災地変等、その他の不可抗力による異常が発生した場合
5. 前項に定める事由、その他乙の責に帰すべき事由に起因せずに異常が発生し、乙が運用業務の全部または一部を遂行できなかったときは、乙は本契約上の義務を免責されるものとします。

第6条（カード決済等関連業務）

1. 乙は甲の代理人として、カード決済等関連業務を遂行するものとします。
2. クレジットカード決済、銀行振込またはコンビニエンスストア決済による入学検定料の支払いに関して、乙が甲を代理して、〇〇〇〇との間で締結した契約（以下総称して「各種カード契約」といいます）に基づき、甲の責に帰すべき事由により乙が単独で、または甲と連帯して賠償責任を負うこととなった場合、乙は自己が負った損害を甲に対して求償することができるものとします。
3. 乙は、各種カード契約に付随する契約または各種カード契約を変更する契約（以下総称して「追加契約」といいます）を、〇〇〇〇と締結する場合、事前にその内容を甲に通知し、承認を得るものとします。
4. 乙は、各種カード契約に基づいて、〇〇〇〇からクレジットカード決済、銀行振込およびコンビニエンスストア決済による入学検定料を、それぞれ受領するものとします。なお、本項に基づいて乙が受領する金額は、入学検定料（消費税等含む）及び決済手数料から各種カード契約において定められた手数料を差し引いた金額に、カード決済等が完了した出願者数を乗じた額とし、当該手数料相当額はすべて乙が負担するものとします。

第7条（完了報告書の提出）

1. 乙は、委託業務を完了したときは、甲に完了報告書を提出しなければならない。
2. 甲は、完了報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
3. 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。
4. 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

第8条（委託料の請求及び支払）

1. 甲は乙に対して、本件業務の委託料として、〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）を支払うものとし、乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。
2. 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、請求書を受領した日の翌月末までに乙に委託料を支払うものとする。

第9条（個人情報取り扱い）

1. 乙は、本件業務の実施過程で知り得た出願者の個人情報の取り扱いにあたり、個人情報保護法をはじめ個人情報関係諸法令等に定められた義務を遵守するものとし、そのため、自己の

負担で必要かつ適切な措置を講じるものとします。また、第 11 条に基づき、本件業務の全部または一部を第三者に再委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている再委託先を選定し、当該再委託先との間で、本契約と同等の個人情報の取り扱い義務および秘密保持義務を課す内容を含む契約を締結するものとします。

2. 乙は、出願者の個人情報の取り扱いにおいて事故が発生した場合、または事故につながる恐れのある事態が発覚した場合、速やかに甲に連絡し、甲乙協力して適切な対応を講じるものとします。

第 10 条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約締結の事実、出願者に関する情報および相手方から提供された指示、アイデア、その他の資料など、本契約に関連して知り得た相手方の情報のうち秘密である旨の表示がされた情報（以下「秘密情報」といいます）を、善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を、本契約の目的以外の目的に使用せず、また本契約の目的達成のために必要な範囲を超えてコピー・複製を行わないものとします。
3. 甲および乙は、本契約終了時、またはそれ以前に相手方から要請があった場合は、相手方から開示された秘密情報の全て（コピー・複製物を含みます）を、相手方の指示に従い返却または廃棄、消去します。

第 11 条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約から生ずる権利、義務の一部または全部を第三者に譲渡し、または担保として提供するような行為をしてはならないものとします。

第 12 条（再委託）

乙は、本件業務の全部または一部を、乙の裁量により第三者に委託することができるものとします。但し、当該再委託の場合における、再委託先の選任、監督および再委託先の行った業務の結果について、乙は本契約上の義務を免れないものとします。

第 13 条（損害賠償）

1. 甲および乙は、本契約に関連して、相手方に損害を与えた場合には、第 7 条に定める額を上限として損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 前項の損害賠償請求は、損害発生の直接の原因となった事実が生じた日から 3 ヶ月以内に行使しなければ、その請求権は消滅するものとします。
3. いずれの当事者も、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、付随的損害、間接損害および派生的損害（逸失利益およびデータの喪失等を含むがこれらに限られない）については、責任を負わないものとします。

第 14 条（契約解除）

1. 甲および乙は、相手方が本契約上の義務の履行を怠ったときは、相当な期間を定めた催告を行い、なお当該義務が履行されないときは、本契約の全部または一部を解除することができます。
2. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、本契約の有効期間中といえども何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - ① 振り出した手形もしくは小切手が不渡りになったとき、または支払停止もしくは支払不能の状態に至ったとき
 - ② 破産手続開始の申立、特別清算開始の申立、民事再生手続開始の申立、または会社更生

手続開始の申立の事実が生じたとき

- ③ 第三者より仮差押、強制執行を受ける等、資産状況が極度に悪化したとき
 - ④ 解散、合併、または事業の全部または重要な一部の譲渡等、経営主体に変動を生じたとき
 - ⑤ その他、本件業務の遂行に支障が生じたと認められる客観的事態が起きたとき
3. 前項に基づき本契約が解除された場合、甲および乙は本契約により相手方に対して負っている一切の金銭債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務全額を相手方に対して弁済しなければならないものとします。
4. 第1項に基づき本契約の全部または一部を解除した場合、解除者のみが、本契約解除後も第12条の定めに従い、解除によって被った損害につき、その賠償を相手方に請求できるものとします。

第15条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、2023年〇月〇日から2024年7月31日までとします。
2. 甲および乙は、有効期間満了の1ヶ月前までに、本契約を更新するか否かについて業務内容等諸条件含めて協議を行い、更新することについて合意した場合には、書面を取り交わすものとし、その後も同様とします。なお、更新後の報酬については、甲乙協議の上決定するものとします。

第16条（余後効）

1. 第4条第3項、第5条第2項、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条第3項および第4項、第16条および本条の効力は、本契約の終了後も存続するものとします。
2. 第6条の規定は、各種カード契約の有効期間中、有効に存続するものとします。

第17条（協議事項）

1. 本契約に定めのない事項および規定の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決します。
2. 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記の証として本書2通を作成し、甲乙は互いに記名捺印し、各自1通を保有するものとします。

年 月 日

甲 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱 193 番地 2
公立大学法人 国際教養大学
理事長 モンテ・カセム

乙